

【表紙】**【提出書類】** 有価証券報告書**【提出先】** 関東財務局長**【提出日】** 平成24年 8 月16日**【計算期間】** 第20特定期間(自 平成23年11月19日 至 平成24年 5 月18日)**【ファンド名】** L M・ユーロ毎月分配型ファンド**【発行者名】** レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 田島 廣久**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号**【事務連絡者氏名】** 藤田 剛志**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号**【電話番号】** 03-5219-5700**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主としてユーロ建債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインを獲得することにより、ユーロ短期金利水準の分配を毎月行い、ユーロ原資産元本の安定した運用成果を目指します。

* 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払い及びその金額を保証するものではありません。

基本的性格

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グロ ー バ ル	ファミリー ファンド	あ り
一 般		日 本		
大型株		北 米		
中小型株	年 2 回	欧 州		
債 券	年 4 回	ア ジ ア	ファンド・オブ ・ファンズ	な し
一般		オセアニア		
公債	年 6 回 (隔月)	中 南 米		
社債	年12回 (毎月)	アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性	日々	エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券 （債券・一般））	その他			
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（債券・一般））」と表示しております。また、「債券・一般」とは、目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により5,000億円となっております。

ただし、委託会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）と合意

のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

ユーロベースでの元本の安定を目指します

- a. 主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。
- b. 原則としてBBB- / Baa3格以上の格付を付与されている債券に投資し、ポートフォリオの平均格付はA- / A3格以上を維持します。

（投資対象とする有価証券の組入制限）

国債（OECD加盟国の発行するもの）	AA-/Aa3格以上
国際機関債	AAA/Aaa格
コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書	A2/P2格以上
固定利付債券	残存期間 3年以内

個別銘柄の格付制限は、S & P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関から付与された格付を基準とします。

- c. 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーション^{*}（金利感応度、平均残存期間）を、通常0.1年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。

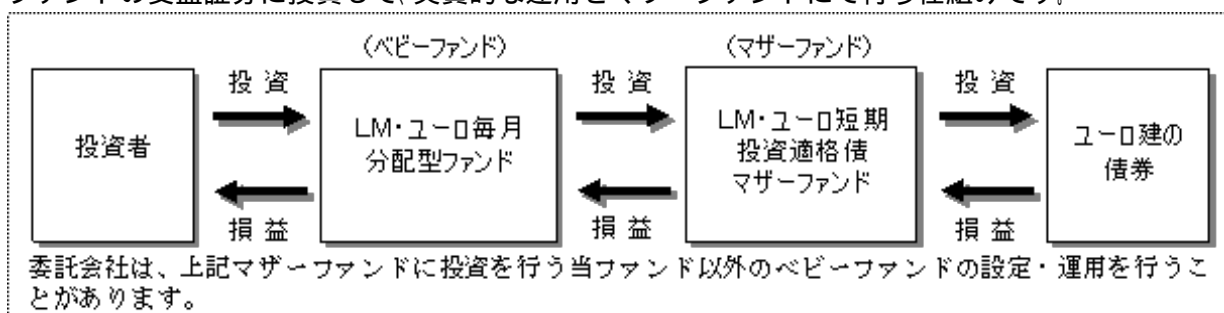
^{*}実効デュレーションとは、MBSやABSの早期償還を考慮して計算されたデュレーション（金利感応度、平均残存期間）をいいます。

- d. 対円で為替ヘッジを行わないため、基準価額は円とユーロとの為替相場の変動の影響を受けます。ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として対ユーロで為替ヘッジを行います。

（注）資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファミリーファンド方式により運用を行います

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



運用はレグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットが行います

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

WESTERN ASSET ウェスタン・アセット

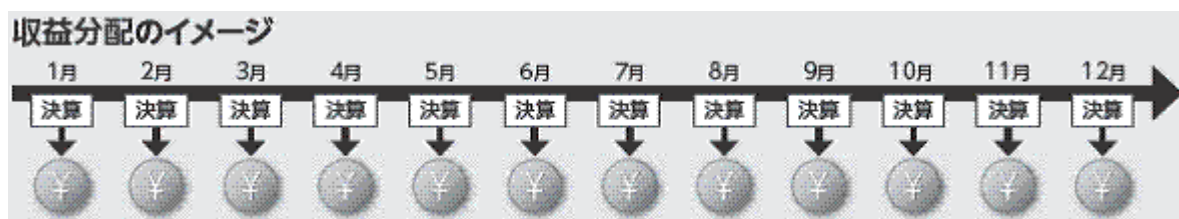
－レグ・メイソン・インクの100%子会社
 －設立:1971年、本社:米国カリフォルニア
 －運用資産約4,467億米ドル。(約37兆円)*

ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
 －マザーファンドの投資顧問会社
 －運用資産約424億米ドル。(約3.4兆円)*

ウェスタン・アセットの拠点

* 2012年3月末現在、米ドルの円貨換算は、2012年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝82.19円）によります。

毎決算時（毎月18日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います



（注）上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

平成14年6月18日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

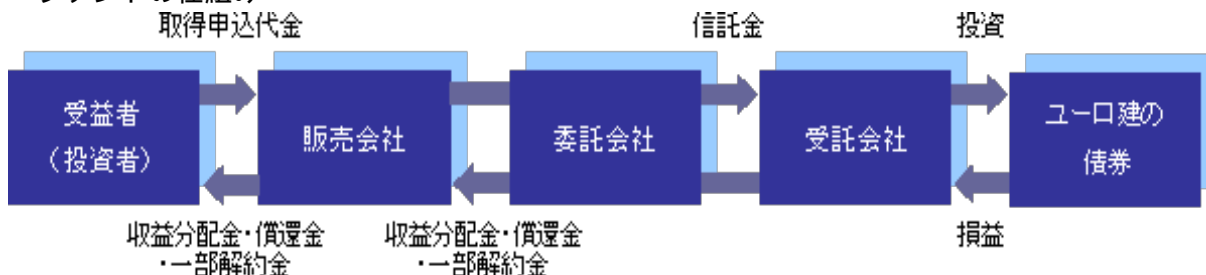
平成18年1月1日 当ファンドの名称を「シティ・ユーロ毎月分配型ファンド」から「LM・ユーロ毎月分配型ファンド」に変更

平成18年4月28日 投資顧問会社を「シティグループ・アセット・マネジメント・リミテッド」から「ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」に変更

平成18年1月1日をもって、マザーファンドの名称は「シティグループ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」から「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」に変更となっております。

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



■ 委託会社

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

■ 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

■投資顧問会社

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

■販売会社

販売会社については、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

委託会社の概況（平成24年6月末現在）

■資本金の額

1,000百万円

■沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

■大株主の状況

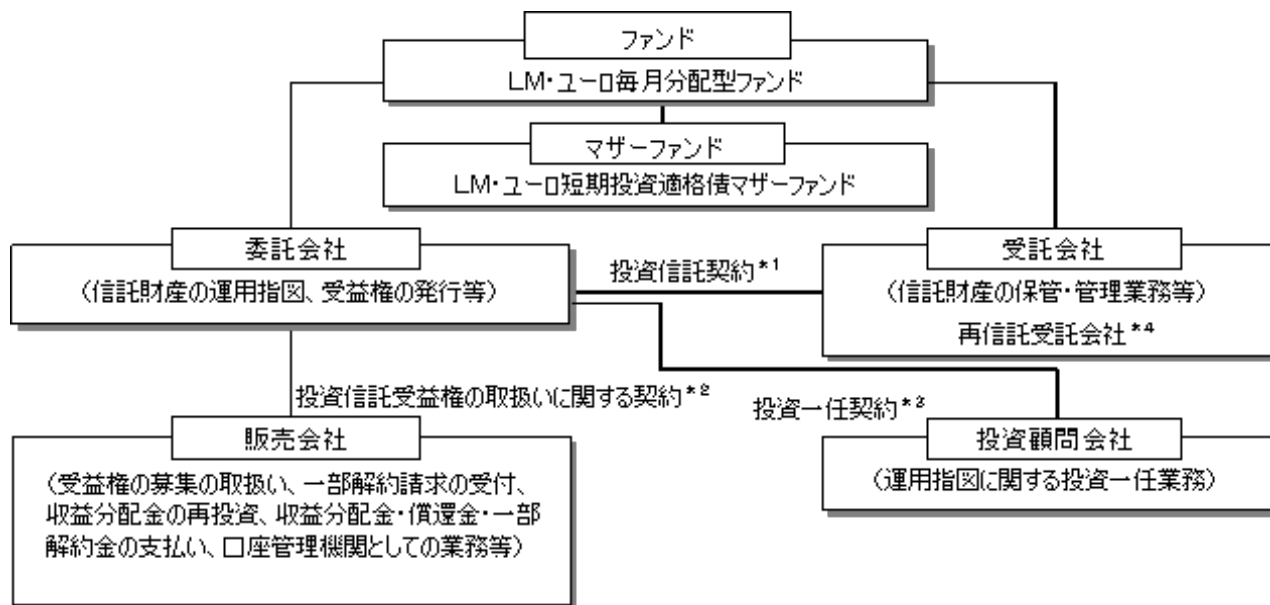
名 称 レグ・メイソン・インク

住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市
インターナショナル・ドライブ100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

ファンドの関係法人と契約の概要



- * 1 投資信託契約とは、当ファンドを設定するにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。
- 当契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。
- ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- * 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約には、委託会社が販売会社に当ファンドに係る業務を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務に関する事務等、広告・宣伝に係る取決め、紛争処理責任及び法令等の遵守等です。
- 当契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに双方とも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- * 3 投資一任契約には、委託会社が投資顧問会社に当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、投資の基本方針の遵守、秘密保持、必要経費の負担に係る取決め、投資顧問報酬及び法令等の遵守等です。
- 当契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までとします。
- ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。
- * 4 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。

金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として、ユーロ原資産における安定した運用成果を目指します。

主たる投資対象である公社債は、原則としてS & P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングス（以下、総称して「指定格付機関」といいます。）のうち1社以上の格付機関からBBB - / Baa3格以上の

格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付はA - / A 3 格以上を維持します。また、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からA 2 / P 2 格以上の格付を付与されているものとします。

投資を行う国債については、OECD加盟国により発行され、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からA A - / A a 3 格以上の格付を付与されたものに限定します。また、国際機関債については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からA A A / A a a 格を付与されているものとします。

原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.1年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。なお、投資を行う固定利付債券は、原則として、投資する時点において償還までの残存期間が3年以内のものとし、

主としてユーロ建の債券に投資します。また、ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。したがって、基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。

当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

（1）有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

（2）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

（3）有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

（4）外国金融商品市場において行う取引であって、（1）から（3）までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

（5）有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

（6）有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

（7）有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

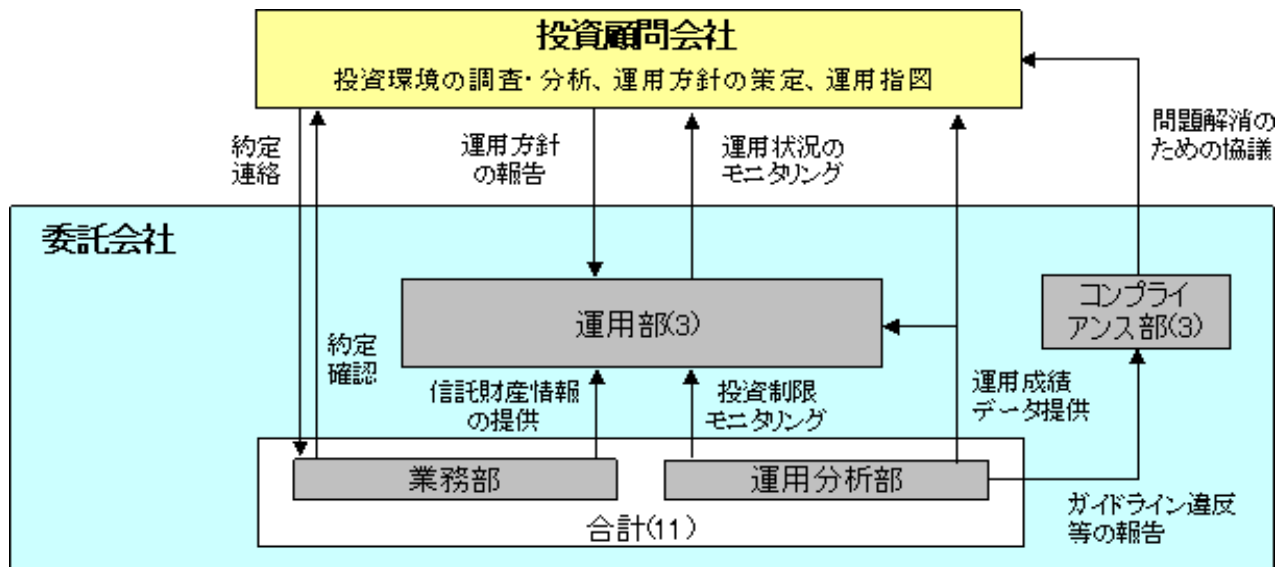
（8）有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

（9）金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

（10）金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（（1）から（8）までに掲げるものに該当するものを除きます。）

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

■ファンドの運用体制



（注）（ ）は平成24年6月末現在の各部署に属する人数（業務部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

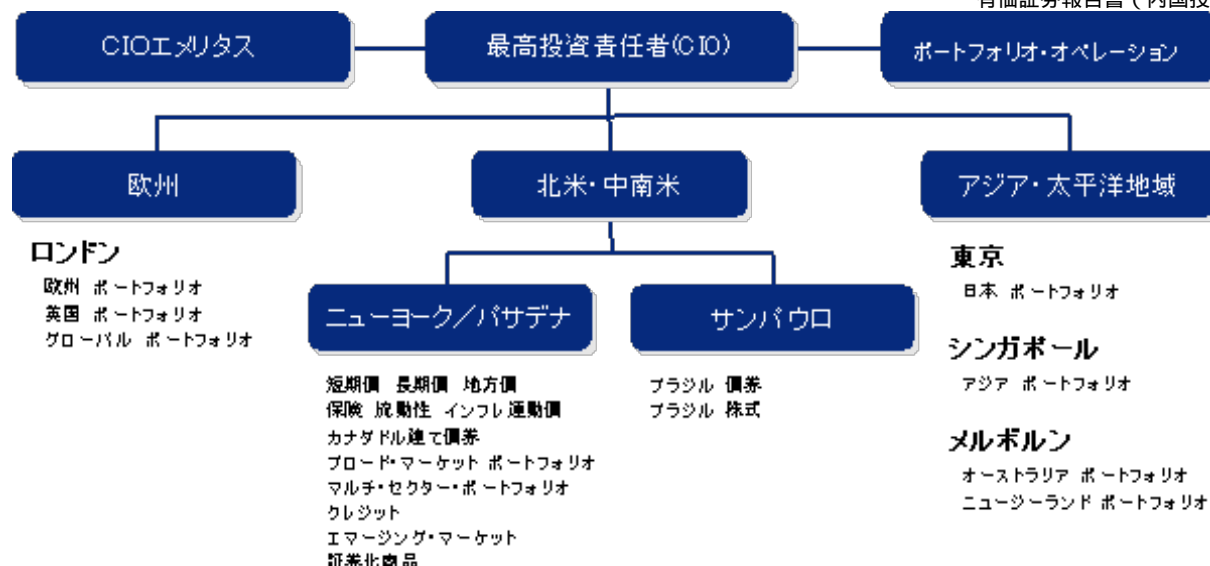
委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

運用体制

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。



上記は、ウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

リスク管理体制

- a. ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。
- b. 運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

■ 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月18日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下「配当等収益」ということがあります。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当収益を中心に、ユーロ短期金利水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

す。

- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- c. 上記a.におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

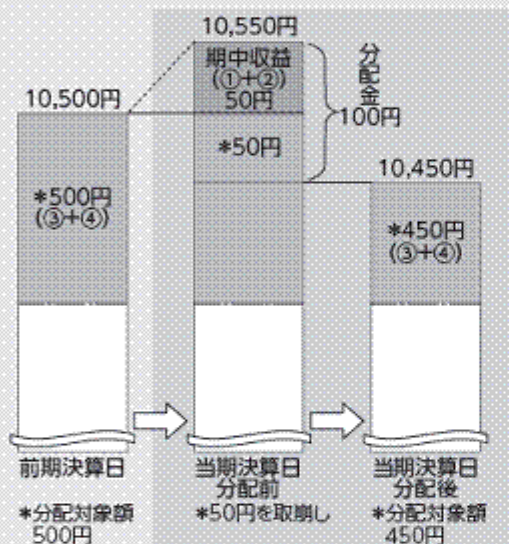
投資信託で分配金が支払われるイメージ



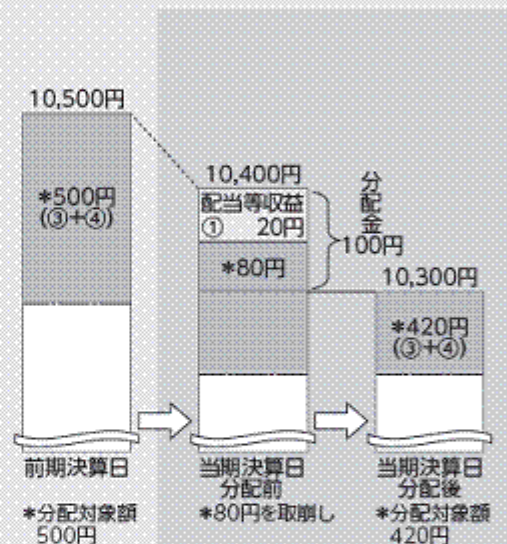
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

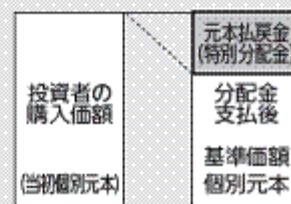
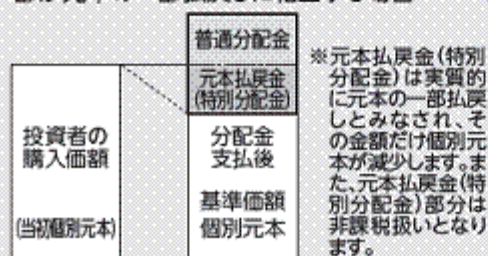
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

< 信託約款による投資制限 >

株式への投資制限

a. 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の

20%以内とします。

- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

- a. 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券の投資制限

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

信託財産に属するBBB/Baa格付（BBB+/Baa1格、BBB/Baa2格、BBB-/Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(二) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に、信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

- (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
- (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
- (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するも

のとします。

- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本d.において同じ。）が、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が上記時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 上記c.及びd.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- f. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- g. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額

を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - (イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - (ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - (ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- c. 上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外国為替予約の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産とマザーファンドの信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< 法令による投資制限 >

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法によ

り算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（参考）

「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

基本方針

マザーファンドは、主としてユーロ建債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインの獲得を目指し、信託財産のユーロ原資産における安定した運用成果を目指します。

運用方法

a. 投資対象

主としてユーロ建の欧州の債券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

(イ)主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。

(ロ)金利変動リスク、信用リスクを抑えた運用を行うため、組入債券の値上り益に収益源を求めず、債券の利子収入等のインカムゲインを主たる収益の源泉として、ユーロ原資産の安定した運用成果を目指します。

(ハ)主たる投資対象である公社債は、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からBBB-/Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付はA-/A3格以上を維持します。また、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からA2/P2格以上の格付を付与されているものとします。

(ニ)投資を行う国債については、OECD加盟国により発行され、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAAA-/Aa3格以上の格付を付与されたものに限定します。また、国際機関債については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAAA/Aa格を付与されているものとします。

(ホ)原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.1年～1.0年（最大で1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。なお、投資を行う固定利付債券は、原則として、投資する時点において償還までの残存期間が3年以内のものとし、

(ヘ)主としてユーロ建の債券に投資します。また、ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。したがって、基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。

(ト)有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。

(チ)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

(リ)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(ヌ)当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市場動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ル)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

(2)投資対象

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券（ただし、株式・新株引受権証券・新株予約権証券等の出資証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債及び投資信託受益証券のうち株式投資信託に該当するものを除きます。）

（ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

（1）有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利（（イ）に該当するものに限り、（2）から（8）までにおいて同じ。）

（2）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

（3）有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

（4）外国金融商品市場において行う取引であって、（1）から（3）までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

（5）有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

（6）有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

（7）有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

（8）有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

（9）金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

（10）金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（（1）から（8）までに掲げるものに該当するものを除きます。）

（ハ）金銭債権

（二）約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 国債証券

b. 地方債証券

c. 特別の法律により法人の発行する債券

d. 社債券（転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。）

e. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

f. コマーシャル・ペーパー

g. 外国または外国の者の発行する証券で、上記a. からf. までの証券の性質を有するもの

h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

k. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

l. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

m. 外国の者に対する権利で上記l.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記a.からe.までの証券及びg.の証券のうちa.からe.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(口)から(二)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

< 信託約款による投資制限 >

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

信託財産に属するBBB / Baa格付（BBB + / Baa1格、BBB / Baa2格、BBB - / Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。

先物取引等の運用指図

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回

らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、ユーロ以外の通貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が時価総額を超えることとなった場合に

は、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する公社債を下記b.に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

b. 上記a.の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

c. 上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

d. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

a. 委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

a. 委託会社は、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約の指図

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の指図をすることができます。この外国為替取引の指図は、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産の実質時価総額の範囲内で行うこととします。

b. 上記a.の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

< 法令による投資制限 >

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1)投資リスク（基準価額の変動要因）

慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになります。金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

デリバティブ活用リスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(2)留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適

用はありません。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部及び社内には設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に1.05%（税抜1.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の率は、毎計算期間末日（休業日の場合は翌営業日とします。以下「当該日」といいます。）の2営業日前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日（ロンドンの銀行の休業日に該当する場合は、直前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日とします。）の3ヵ月ユーロLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の水準に応じ、次に掲げる率とします。

3ヵ月ユーロLIBOR金利が1.00%以上の場合 年率0.7350%（税抜0.70%）

3ヵ月ユーロLIBOR金利が0.50%以上1.00%未満の場合 年率0.5775%（税抜0.55%）

3ヵ月ユーロLIBOR金利が0.50%未満の場合 年率0.4200%（税抜0.40%）

上記に定める信託報酬の率は、当該日の翌日から翌月の18日（休業日の場合は翌営業日とします。）まで適用されるものとします。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、下記の通りとします。

	内 訳		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬率が年率0.7350%（税抜0.70%）のとき	0.3360% （税抜0.32%）	0.3570% （税抜0.34%）	0.0420% （税抜0.04%）
信託報酬率が年率0.5775%（税抜0.55%）のとき	0.2625% （税抜0.25%）	0.2730% （税抜0.26%）	
信託報酬率が年率0.4200%（税抜0.40%）のとき	0.1890% （税抜0.18%）	0.1890% （税抜0.18%）	

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託

財産からの直接的な支払いは行われません。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

- a. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料^{*}
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 借入金の利息
- e. 信託財産に関する租税
- f. 受託会社の立替えた立替金の利息
- g. 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

^{*} 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

上記のa. からf. までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

上記のg. の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、委託会社から支払われます。ただし、当ファンドは、当ファンドのために委託会社が支払った当該費用を負担するため、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から委託会社に支払います。当該支払金額は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限とし、実際の費用額にかかわらず、委託会社があらかじめ費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定率または固定金額により計算される金額とします。当該支払額は、計算期間を通じて毎日計上されます。

なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

- a. 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 信託財産に関する租税
- e. 受託会社の立替えた立替金の利息
- f. 信託事務等に要する諸費用

上記のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記のd. からf. までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

- a. 収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
- b. 一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、地方税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

配当控除・益金不算入制度

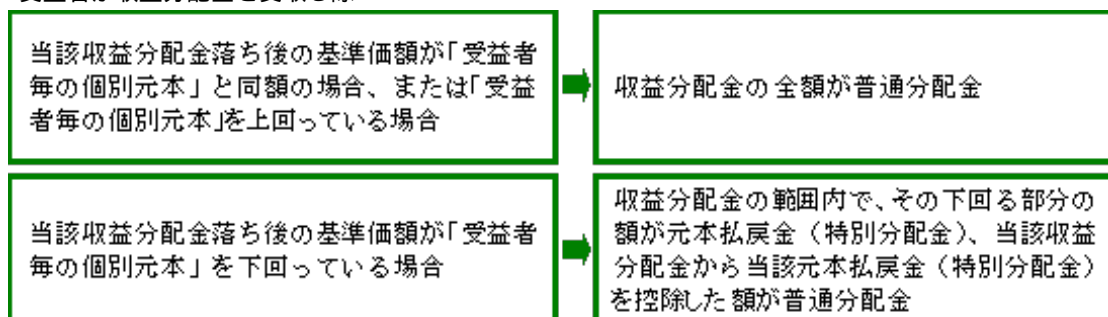
配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注1）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<受益者が収益分配金を受取る際>



（注２）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は、平成24年６月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

L M・ユーロ毎月分配型ファンド

平成24年6月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,077,058,779	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		783,042	0.02
合計(純資産総額)		4,076,275,737	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

< 参考情報 >

L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

平成24年6月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	イタリア	31,809,911	0.47
	フランス	296,898,343	4.35
	イギリス	90,966,823	1.33
	オランダ	4,242,106	0.06
	アイルランド	162,077,117	2.38
	小計	585,994,300	8.59
社債券	アメリカ	294,104,989	4.31
	ドイツ	197,871,010	2.90
	イタリア	97,995,500	1.44
	フランス	1,267,495,705	18.58
	オーストラリア	615,212,899	9.02
	イギリス	1,090,070,046	15.98
	スイス	296,995,108	4.35
	オランダ	755,288,325	11.07
	スウェーデン	545,506,409	8.00
	ノルウェー	72,392,119	1.06
	フィンランド	247,726,317	3.63
	デンマーク	147,114,700	2.16
	アイルランド	244,309,913	3.58
	小計	5,872,083,040	86.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		363,311,587	5.33
合計(純資産総額)		6,821,388,927	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	時価合計(円)	投資比率(％)
債券先物	ES 2YR 1209	EUX	売建	589,421,518	8.64

(2) 【投資資産】

L M・ユーロ毎月分配型ファンド

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成24年6月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	L M・ユーロ短期投資適格マ ザーファンド	3,875,899,591	1.0722	4,155,739,542	1.0519	4,077,058,779	100.02

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成24年6月末現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成24年6月末現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	スウェーデン	社債券	NORDEA BANK AB FRN	3,000,000.00	9,933.73 298,012,131	9,935.21 298,056,564	1.363000	2013/6/17	4.37
2	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING FRN	3,000,000.00	9,895.82 296,874,646	9,919.51 297,585,574	1.170000	2013/10/29	4.36
3	フィンランド	社債券	POHJOLA BANK PLC FRN	2,500,000.00	9,909.54 247,738,660	9,909.05 247,726,317	1.180000	2013/2/25	3.63
4	スウェーデン	社債券	SVENSKA HNDLSBKN FRN	2,500,000.00	9,909.94 247,748,534	9,897.99 247,449,845	1.157000	2013/1/14	3.63
5	アイルランド	社債券	GE CAPITAL EURO FUND FRN	2,500,000.00	9,741.39 243,534,804	9,772.39 244,309,913	0.920000	2014/7/28	3.58
6	イギリス	社債券	NATIONWIDE BLDG SOCIETY	2,300,000.00	10,319.61 237,351,113	10,290.97 236,692,517	3.875000	2013/12/5	3.47
7	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA B FRN	2,300,000.00	9,818.90 225,834,770	9,918.82 228,133,043	1.268000	2014/4/7	3.34
8	フランス	特殊債券	AGENCE FRANCAISE DEV FRN	2,000,000.00	9,962.57 199,251,593	9,906.68 198,133,658	1.627000	2015/1/26	2.90
9	スイス	社債券	CREDIT SUISSE LONDON FRN	2,000,000.00	9,905.49 198,109,961	9,905.49 198,109,961	1.368000	2013/1/7	2.90
10	フランス	社債券	BANQUE FED CRED MUTU FRN	2,000,000.00	9,887.03 197,740,673	9,904.21 198,084,288	1.534000	2013/1/24	2.90
11	ドイツ	社債券	DEUTSCHE BANK AG FRN	2,000,000.00	9,892.26 197,845,338	9,893.55 197,871,010	1.090000	2013/2/14	2.90
12	オランダ	社債券	ING BANK NV FRN	2,000,000.00	9,874.19 197,483,949	9,889.20 197,784,119	1.318000	2013/1/8	2.90
13	フランス	社債券	HSBC FRANCE FRN	2,000,000.00	9,767.55 195,351,165	9,853.26 197,065,292	0.789000	2013/12/6	2.89
14	アメリカ	社債券	WACHOVIA CORP FRN	2,000,000.00	9,713.94 194,278,849	9,822.16 196,443,230	0.840000	2014/2/13	2.88
15	フランス	社債券	CAISSE REFINANCE LHABIT	1,650,000.00	10,231.43 168,818,740	10,231.04 168,812,223	2.500000	2015/5/7	2.47
16	オランダ	社債券	ABN AMRO BANK NV FRN	1,700,000.00	9,933.63 168,871,862	9,920.50 168,648,611	1.707000	2013/1/15	2.47
17	オランダ	社債券	BK NED GEMEENTEN	1,650,000.00	10,167.25 167,759,753	10,099.42 166,640,486	3.875000	2013/2/21	2.44
18	フランス	社債券	BNP PARIBAS FRN	1,600,000.00	9,846.15 157,538,485	9,866.89 157,870,251	1.014000	2013/4/12	2.31
19	フランス	社債券	GCE COVERED BOND	1,500,000.00	10,136.74 152,051,207	10,205.86 153,087,977	2.750000	2015/1/14	2.24
20	フランス	社債券	GCE COVERED BOND	1,500,000.00	9,980.63 149,709,588	9,967.30 149,509,639	2.250000	2013/2/4	2.19
21	イギリス	社債券	ROYAL BK SCOTLAND FRN	1,500,000.00	9,927.22 148,908,312	9,900.46 148,506,934	2.112000	2012/9/17	2.18
22	イギリス	社債券	ROYAL BK OF SCOTLAND FRN	1,500,000.00	9,830.25 147,453,872	9,897.40 148,461,020	1.835000	2013/5/18	2.18
23	フランス	社債券	SOCIETE GENERALE FRN	1,500,000.00	9,914.77 148,721,694	9,895.52 148,432,879	1.641000	2013/7/20	2.18
24	デンマーク	社債券	DANSKE BANK FRN	1,500,000.00	9,846.74 147,701,216	9,807.64 147,114,700	1.213000	2013/9/16	2.16
25	イギリス	社債券	LLOYDS TSB BANK PLC FRN	1,300,000.00	9,899.86 128,698,308	9,924.06 129,012,795	1.855000	2013/3/25	1.89
26	オランダ	社債券	RABOBANK NEDERLAND FRN	1,250,000.00	9,807.54 122,594,349	9,866.00 123,325,025	1.036000	2014/5/19	1.81
27	アイルランド	特殊債券	ATLAM 1 A	1,607,749.80	7,600.01 122,189,270	7,184.70 115,512,119	1.293000	2036/1/17	1.69
28	イギリス	社債券	ABBEY NATL TREASURY SERV	1,000,000.00	9,986.56 99,865,636	9,966.32 99,663,219	4.125000	2014/3/3	1.46
29	イギリス	社債券	YORKSHIRE BUILDING	1,000,000.00	9,984.78 99,847,862	9,933.44 99,334,414	2.250000	2012/10/26	1.46
30	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC FRN	1,000,000.00	9,899.27 98,992,774	9,905.89 99,058,930	1.520000	2013/1/28	1.45

(注1) 変動利付債券は平成24年6月末現在の利率です。

(注2) 平成24年6月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成24年6月末現在

種類	投資比率(%)
----	---------

特殊債券	8.59
社債券	86.08
合計	94.67

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。
その他投資資産の主要なもの

平成24年6月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買 区分	数量	通貨	帳簿価額 単価	帳簿価額	評価額 単価	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物	ドイツ	EUX	ES 2YR 1209	売建	54	ユーロ	110.76	5,981,220.90	110.55	5,969,430.00	589,421,518	8.64

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注2）評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
（注3）評価額は、平成24年6月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間 (平成14年11月18日)	98,163,432,304	99,108,263,542	10,323	10,444
第2特定期間 (平成15年5月19日)	82,761,103,342	84,034,529,526	11,507	11,648
第3特定期間 (平成15年11月18日)	41,872,836,520	42,445,166,773	10,903	11,032
第4特定期間 (平成16年5月18日)	33,803,996,073	34,193,230,277	11,647	11,767
第5特定期間 (平成16年11月18日)	27,193,248,815	27,500,838,107	11,493	11,613
第6特定期間 (平成17年5月18日)	22,792,878,329	23,044,485,270	11,450	11,570
第7特定期間 (平成17年11月18日)	20,796,978,333	21,020,711,020	11,779	11,899
第8特定期間 (平成18年5月18日)	18,234,226,611	18,474,503,184	11,860	12,009
第9特定期間 (平成18年11月20日)	18,283,971,503	18,556,860,583	12,649	12,836
第10特定期間 (平成19年5月18日)	18,337,070,325	18,659,926,289	13,632	13,869
第11特定期間 (平成19年11月19日)	17,492,696,147	17,868,310,021	13,395	13,681
第12特定期間 (平成20年5月19日)	16,934,071,331	17,318,423,329	13,119	13,415
第13特定期間 (平成20年11月18日)	11,211,029,639	11,600,498,311	9,009	9,316
第14特定期間 (平成21年5月18日)	11,348,880,804	11,641,560,375	9,477	9,720
第15特定期間 (平成21年11月18日)	11,412,010,396	11,690,112,867	10,020	10,260
第16特定期間 (平成22年5月18日)	8,734,207,506	8,993,903,687	8,437	8,677
第17特定期間 (平成22年11月18日)	7,532,766,700	7,764,253,563	8,147	8,387
第18特定期間 (平成23年5月18日)	6,941,949,558	7,152,153,106	8,178	8,418
第19特定期間 (平成23年11月18日)	5,274,145,223	5,465,778,564	7,040	7,280
第20特定期間 (平成24年5月18日)	4,298,032,796	4,460,431,927	6,723	6,963
平成23年6月末	6,795,401,971	-	8,193	-
7月末	6,358,491,219	-	7,768	-
8月末	6,163,372,412	-	7,652	-
9月末	5,615,907,013	-	7,140	-
10月末	5,771,997,699	-	7,498	-
11月末	5,220,451,050	-	7,060	-
12月末	4,883,134,631	-	6,810	-
平成24年1月末	4,692,410,240	-	6,811	-
2月末	4,946,689,621	-	7,349	-
3月末	4,897,240,805	-	7,399	-
4月末	4,622,949,442	-	7,186	-
5月末	4,129,806,421	-	6,506	-
6月末	4,076,275,737	-	6,548	-

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

期間	分配金（円）
第1特定期間（自平成14年6月18日至平成14年11月18日）	121
第2特定期間（自平成14年11月19日至平成15年5月19日）	141
第3特定期間（自平成15年5月20日至平成15年11月18日）	129
第4特定期間（自平成15年11月19日至平成16年5月18日）	120
第5特定期間（自平成16年5月19日至平成16年11月18日）	120
第6特定期間（自平成16年11月19日至平成17年5月18日）	120
第7特定期間（自平成17年5月19日至平成17年11月18日）	120
第8特定期間（自平成17年11月19日至平成18年5月18日）	149
第9特定期間（自平成18年5月19日至平成18年11月20日）	187
第10特定期間（自平成18年11月21日至平成19年5月18日）	237
第11特定期間（自平成19年5月19日至平成19年11月19日）	286
第12特定期間（自平成19年11月20日至平成20年5月19日）	296
第13特定期間（自平成20年5月20日至平成20年11月18日）	307
第14特定期間（自平成20年11月19日至平成21年5月18日）	243
第15特定期間（自平成21年5月19日至平成21年11月18日）	240
第16特定期間（自平成21年11月19日至平成22年5月18日）	240
第17特定期間（自平成22年5月19日至平成22年11月18日）	240
第18特定期間（自平成22年11月19日至平成23年5月18日）	240
第19特定期間（自平成23年5月19日至平成23年11月18日）	240
第20特定期間（自平成23年11月19日至平成24年5月18日）	240

（注）分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1特定期間（自平成14年6月18日至平成14年11月18日）	4.44
第2特定期間（自平成14年11月19日至平成15年5月19日）	12.84
第3特定期間（自平成15年5月20日至平成15年11月18日）	4.13
第4特定期間（自平成15年11月19日至平成16年5月18日）	7.92
第5特定期間（自平成16年5月19日至平成16年11月18日）	0.29
第6特定期間（自平成16年11月19日至平成17年5月18日）	0.67
第7特定期間（自平成17年5月19日至平成17年11月18日）	3.92
第8特定期間（自平成17年11月19日至平成18年5月18日）	1.95
第9特定期間（自平成18年5月19日至平成18年11月20日）	8.23
第10特定期間（自平成18年11月21日至平成19年5月18日）	9.65
第11特定期間（自平成19年5月19日至平成19年11月19日）	0.36
第12特定期間（自平成19年11月20日至平成20年5月19日）	0.15
第13特定期間（自平成20年5月20日至平成20年11月18日）	28.99
第14特定期間（自平成20年11月19日至平成21年5月18日）	7.89
第15特定期間（自平成21年5月19日至平成21年11月18日）	8.26
第16特定期間（自平成21年11月19日至平成22年5月18日）	13.40
第17特定期間（自平成22年5月19日至平成22年11月18日）	0.59
第18特定期間（自平成22年11月19日至平成23年5月18日）	3.33
第19特定期間（自平成23年5月19日至平成23年11月18日）	10.98
第20特定期間（自平成23年11月19日至平成24年5月18日）	1.09

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

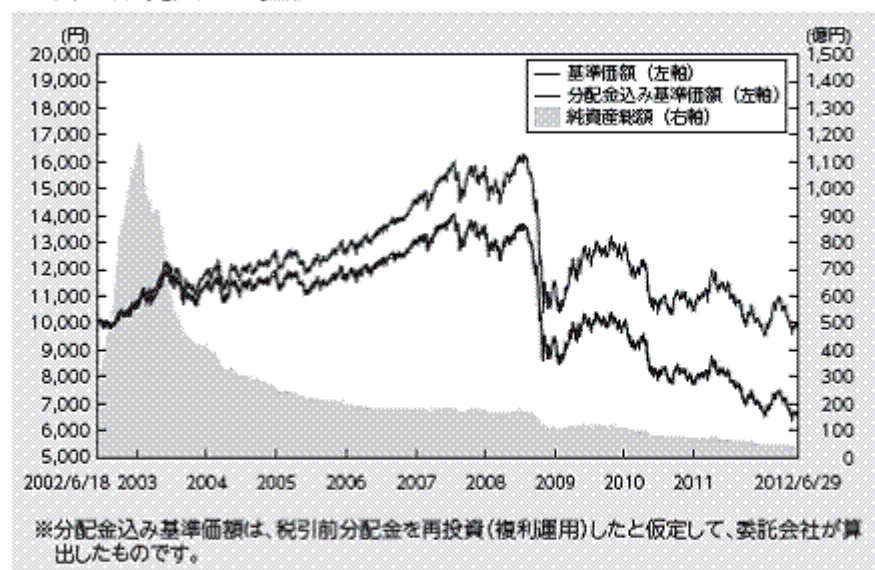
期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	101,721,617,505	6,629,045,842
第2特定期間	39,224,271,851	62,393,167,573
第3特定期間	3,249,378,179	36,766,677,854
第4特定期間	1,007,335,161	10,389,793,904
第5特定期間	316,420,329	5,679,558,358
第6特定期間	324,272,084	4,078,756,885
第7特定期間	561,813,932	2,812,861,113
第8特定期間	256,538,738	2,536,699,862
第9特定期間	798,708,937	1,719,279,880
第10特定期間	840,183,500	1,842,737,178
第11特定期間	593,861,751	986,461,094
第12特定期間	431,187,194	582,640,268
第13特定期間	412,148,502	875,572,130
第14特定期間	303,498,656	772,562,408
第15特定期間	138,624,693	724,408,151
第16特定期間	63,853,017	1,100,905,689
第17特定期間	74,711,850	1,180,937,909
第18特定期間	60,287,115	818,424,981
第19特定期間	53,339,091	1,050,146,620
第20特定期間	49,894,004	1,148,530,835

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

< 参考情報 >

基準日:2012年6月29日

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
6,548円	41億円

分配の推移

2012年2月	40円
2012年3月	40円
2012年4月	40円
2012年5月	40円
2012年6月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	4,056円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況 (LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド)

■種類別組入比率

種類	比率(%)
特殊債券	8.59
社債券	86.08
現金・預金・その他の資産	5.33

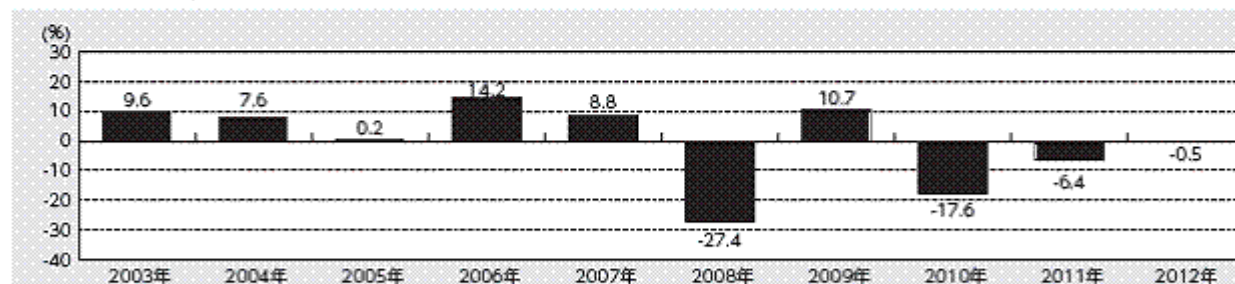
■組入上位銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
NORDEA BANK AB FRN	スウェーデン	社債券	1.363	2013年6月17日	4.37
WESTPAC BANKING FRN	オーストラリア	社債券	1.170	2013年10月29日	4.36
POHJOLA BANK PLC FRN	フィンランド	社債券	1.180	2013年2月25日	3.63
SVENSKA HNDLSBKN FRN	スウェーデン	社債券	1.157	2013年1月14日	3.63
GE CAPITAL EURO FUND FRN	アイルランド	社債券	0.920	2014年7月28日	3.58
NATIONWIDE BLDG SOCIETY	イギリス	社債券	3.875	2013年12月5日	3.47
NATIONAL AUSTRALIA B FRN	オーストラリア	社債券	1.268	2014年4月7日	3.34
AGENCE FRANCAISE DEV FRN	フランス	特殊債券	1.627	2015年1月26日	2.90
CREDIT SUISSE LONDON FRN	スイス	社債券	1.368	2013年1月7日	2.90
BANQUE FED CRED MUTU FRN	フランス	社債券	1.534	2013年1月24日	2.90

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.02%です。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資（複利運用）したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2012年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

- (2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

^{*1} 英国証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日または欧州中央銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

^{*2} 原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- (3)当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。

（詳細については、販売会社にお問合せください。）

一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

^{*}販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- (4)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記

- (1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5)申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6)申込手数料は、上記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

2【換金（解約）手続等】

- (1)一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。
- ^{*1} 英国証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日または欧州中央銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受け付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- ^{*2} 原則として、午後3時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。
- なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。
- (注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設ける場合があります。
- (注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2)一部解約請求の単位（換金単位）は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記「1 申込（販売）手続等」記載の照会先までお問合せください。
- (3)一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありせん。
- (5)一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口当たり換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
国債証券・特殊債券・社債券	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
先物取引	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。

為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
--------	--

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：ユー口毎）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限（平成14年6月18日設定）です。ただし、下記(5)の のa.からc.まで、 のa.、 のa.並びに のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月19日から翌月の18日までとします。ただし、第1計算期間は、平成14年6月18日から平成14年9月18日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合、または当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うことが困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。かかる状況には、収益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。
- d. 委託会社は、上記a. からc. までの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. 上記d. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- f. 上記e. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. からc. までの信託契約の解約を行いません。
- g. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- h. 上記e. からg. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記e. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記 のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託

会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

反対者の買取請求権

上記 に規定する信託契約の解約または上記 に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記のe.または上記 のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは当契約を解約することがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

4【受益者の権利等】

収益分配金の請求権

- a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。
- c. 上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投

資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成23年11月19日から平成24年5月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

L M・ユーロ毎月分配型ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年11月18日現在)	当期 (平成24年5月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,307,775,573	4,325,954,404
未収入金	26,133,684	4,176,392
流動資産合計	5,333,909,257	4,330,130,796
資産合計	5,333,909,257	4,330,130,796
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,965,657	25,571,110
未払解約金	26,133,684	4,176,392
未払受託者報酬	198,370	157,103
未払委託者報酬	3,273,095	2,003,072
その他未払費用	193,228	190,323
流動負債合計	59,764,034	32,098,000
負債合計	59,764,034	32,098,000
純資産の部		
元本等		
元本	7,491,414,386	6,392,777,555
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,217,269,163	2,094,744,759
（分配準備積立金）	1,273,870,112	962,120,566
純資産合計	5,274,145,223	4,298,032,796
負債純資産合計	5,333,909,257	4,330,130,796

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成23年 5月19日 至 平成23年11月18日)	当期 (自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	699,088,672	27,138,123
営業収益合計	699,088,672	27,138,123
営業費用		
受託者報酬	1,309,869	1,010,503
委託者報酬	21,612,780	14,872,271
その他費用	1,116,361	1,078,052
営業費用合計	24,039,010	16,960,826
営業損失（ ）	723,127,682	44,098,949
経常損失（ ）	723,127,682	44,098,949
当期純損失（ ）	723,127,682	44,098,949
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,023,028	3,697,885
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,546,272,357	2,217,269,163
剰余金増加額又は欠損金減少額	253,037,192	347,701,851
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	253,037,192	347,701,851
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,296,003	14,981,482
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,296,003	14,981,482
分配金	191,633,341	162,399,131
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,217,269,163	2,094,744,759

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成23年11月19日 至 平成24年5月18日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成23年11月18日現在)	当期 (平成24年5月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	7,491,414,386口	6,392,777,555口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、2,217,269,163円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、2,094,744,759円であります。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	0.7040円	0.6723円
(一万口当たり純資産額)	(7,040円)	(6,723円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 (自 平成23年 5月19日 至 平成23年11月18日)	当期 (自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
	(平成23年5月19日から 平成23年6月20日までの 計算期間)	(平成23年11月19日から 平成23年12月19日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	8,161,580円	6,299,481円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,047,270,548円	912,980,621円
分配準備積立金額	1,585,033,217円	1,229,895,607円
当ファンドの分配対象収益額	2,640,465,345円	2,149,175,709円
当ファンドの期末残存口数	8,383,205,085口	7,241,910,467口
1万口当たり収益分配対象額	3,149.70円	2,967.69円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	33,532,820円	28,967,641円
	(平成23年6月21日から 平成23年7月19日までの 計算期間)	(平成23年12月20日から 平成24年 1月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	7,316,094円	5,684,708円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,027,701,670円	891,093,187円
分配準備積立金額	1,526,782,572円	1,174,620,540円
当ファンドの分配対象収益額	2,561,800,336円	2,071,398,435円
当ファンドの期末残存口数	8,214,530,389口	7,055,756,922口
1万口当たり収益分配対象額	3,118.61円	2,935.75円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	32,858,121円	28,223,027円
	(平成23年7月20日から 平成23年8月18日までの 計算期間)	(平成24年1月19日から 平成24年2月20日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	7,497,054円	9,058,231円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,013,384,097円	857,098,970円
分配準備積立金額	1,476,566,256円	1,104,987,652円
当ファンドの分配対象収益額	2,497,447,407円	1,971,144,853円
当ファンドの期末残存口数	8,087,863,329口	6,775,710,273口
1万口当たり収益分配対象額	3,087.88円	2,909.12円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	32,351,453円	27,102,841円
	(平成23年8月19日から 平成23年9月20日までの 計算期間)	(平成24年2月21日から 平成24年3月19日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	7,793,261円	7,715,743円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	996,065,771円	842,904,871円
分配準備積立金額	1,423,488,388円	1,066,192,273円
当ファンドの分配対象収益額	2,427,347,420円	1,916,812,887円
当ファンドの期末残存口数	7,938,428,592口	6,653,902,747口
1万口当たり収益分配対象額	3,057.71円	2,880.73円

1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	31,753,714円	26,615,610円
	(平成23年9月21日から 平成23年10月18日まで の計算期間)	(平成24年3月20日から 平成24年4月18日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	9,498,490円	5,171,535円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	979,229,776円	821,934,365円
分配準備積立金額	1,372,450,106円	1,018,787,052円
当ファンドの分配対象収益額	2,361,178,372円	1,845,892,952円
当ファンドの期末残存口数	7,792,894,140口	6,479,725,602口
1万口当たり収益分配対象額	3,029.90円	2,848.71円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	31,171,576円	25,918,902円
	(平成23年10月19日から 平成23年11月18日まで の計算期間)	(平成24年4月19日から 平成24年5月18日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	6,792,960円	4,161,953円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	942,829,387円	812,025,853円
分配準備積立金額	1,297,042,809円	983,529,723円
当ファンドの分配対象収益額	2,246,665,156円	1,799,717,529円
当ファンドの期末残存口数	7,491,414,386口	6,392,777,555口
1万口当たり収益分配対象額	2,998.98円	2,815.23円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	29,965,657円	25,571,110円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成23年 5月19日 至 平成23年11月18日)	当期 (自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (自 平成23年 5月19日 至 平成23年11月18日)	当期 (自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成23年 5月19日 至 平成23年11月18日)	当期 (自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)
期首元本額	8,488,221,915円	7,491,414,386円
期中追加設定元本額	53,339,091円	49,894,004円
期中解約元本額	1,050,146,620円	1,148,530,835円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 (平成23年11月18日現在)	当期 (平成24年5月18日現在)
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	97,646,977	234,260,371
合計	97,646,977	234,260,371

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託 受益証券	L M・ユーロ短期投資適格債マ ザーファンド	4,032,020,137	4,325,954,404	
合計			4,032,020,137	4,325,954,404	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考情報 >

当ファンドは「L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンドの計算期間はL M・ユーロ毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月19日から翌年2月18日までであります。

LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成23年11月18日現在)	(平成24年5月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	111,823,481	275,418,553
コール・ローン	80,919,225	17,557,851
特殊債券	680,098,781	702,630,167
社債券	7,570,538,026	6,150,291,207
派生商品評価勘定	757,608	687,850
未収入金	1,398,664	887,106
未収利息	46,624,438	26,157,461
前払費用	5,626,777	1,961,672
差入委託証拠金	20,303,195	10,065,510
流動資産合計	8,518,090,195	7,185,657,377
資産合計	8,518,090,195	7,185,657,377
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,615,674	1,814,975
未払解約金	38,768,055	4,349,053
流動負債合計	43,383,729	6,164,028
負債合計	43,383,729	6,164,028
純資産の部		
元本等		
元本	7,834,669,885	6,691,530,143
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	640,036,581	487,963,206
純資産合計	8,474,706,466	7,179,493,349
負債純資産合計	8,518,090,195	7,185,657,377

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成23年11月19日 至 平成24年5月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年11月18日現在)	(平成24年5月18日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	7,834,669,885口	6,691,530,143口
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0817円 (10,817円)	1.0729円 (10,729円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成23年 5月19日 至 平成23年11月18日)	(自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引を、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクの回避を目的として為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(自 平成23年 5月19日 至 平成23年11月18日)	(自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	特殊債券、社債券 同左 派生商品評価勘定 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	(自 平成23年 5月19日 至 平成23年11月18日)	(自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	9,080,465,774円	7,834,669,885円
同期中における追加設定元本額	79,710,577円	40,809,578円
同期中における解約元本額	1,325,506,466円	1,183,949,320円
元本の内訳		
L M・ユーロ毎月分配型ファンド	4,906,883,215円	4,032,020,137円
L M・ユーロ短期債ファンドV A	2,927,786,670円	2,659,510,006円
（適格機関投資家専用）		
計	7,834,669,885円	6,691,530,143円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（平成23年11月18日現在）	（平成24年5月18日現在）
	当期の損益に含まれた評価差額 （円）	当期の損益に含まれた評価差額 （円）
特殊債券	16,901,409	2,556,016
社債券	51,985,922	7,896,935
合計	68,887,331	5,340,919

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	（平成23年11月18日現在）				（平成24年5月18日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超(円)	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超(円)	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	債券先物取引 売建	1,307,095,243	-	1,310,926,814	3,831,571	679,108,535	-	680,923,510	1,814,975
合計		1,307,095,243	-	1,310,926,814	3,831,571	679,108,535	-	680,923,510	1,814,975

（注）時価の算定方法

外国先物取引について

- 1）外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2）貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

通貨関連

区分	種類	（平成23年11月18日現在）				（平成24年5月18日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超(円)	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超(円)	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	36,240,505	-	36,267,000	26,495	51,112,850	-	50,425,000	687,850
合計		36,240,505	-	36,267,000	26,495	51,112,850	-	50,425,000	687,850

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	特殊債券	AGENCE FRANCAISE DEV FRN	2,000,000.00	2,021,406.00	
		ATLAM 1 A	1,607,749.80	1,156,837.07	
		EPICP BROD A	497,459.96	471,592.04	
		GMFM 2007-1X 3A2	1,024,686.18	1,024,686.18	
		GRANM 2007-2 3A2	451,118.73	432,622.86	
		LAMB 2005-1X A2	42,979.20	42,979.20	
		PPAF 3 A2	513,910.76	494,381.12	
		SFEF FRN	1,000,000.00	1,000,840.00	
		VELAH 4 A1	330,087.00	321,046.24	
			7,467,991.63	6,966,390.71	
	計 (邦貨換算額)			(702,630,167)	
		ABBEY NATL TREASURY SERV	500,000.00	506,515.00	
		ABBEY NATL TREASURY SERV	2,000,000.00	2,025,400.00	
	社債券	ABN AMRO BANK NV FRN	1,700,000.00	1,709,758.00	
		AUST & NZ BANKING GROUP	900,000.00	907,605.00	
		BANQUE FED CRED MUTU FRN	2,000,000.00	2,004,920.00	
		BARCLAYS BANK PLC FRN	1,000,000.00	1,003,400.00	
		BBVA SENIOR FIN SA FRN	1,000,000.00	988,770.00	
		BK NED GEMEENTEN	1,650,000.00	1,692,900.00	
		BNP PARIBAS FRN	1,600,000.00	1,597,920.00	
		BNP PARIBAS HOME LOAN	1,200,000.00	1,200,180.00	
		CREDIT AGRICOLE HOME LOA	950,000.00	959,642.50	
		CREDIT SUISSE LONDON FRN	2,000,000.00	2,008,280.00	
		DANSKE BANK FRN	1,500,000.00	1,495,065.00	
		DEUTSCHE BANK AG FRN	2,000,000.00	2,004,960.00	
		DNB NOR BANK	700,000.00	735,112.00	
		GCE COVERED BOND	1,500,000.00	1,515,600.00	
		GCE COVERED BOND	1,500,000.00	1,547,880.00	
		GE CAPITAL EURO FUND FRN	2,500,000.00	2,478,050.00	
		HSBC FRANCE FRN	2,000,000.00	1,993,760.00	
		ING BANK NV FRN	2,000,000.00	2,003,360.00	
		INTESA SANPAOLO FRN	1,000,000.00	992,100.00	
		JP MORGAN CHASE FRN	1,000,000.00	988,430.00	
		LLOYDS TSB BANK PLC FRN	800,000.00	805,072.00	
		LLOYDS TSB BANK PLC FRN	1,300,000.00	1,306,175.00	
		NATIONAL AUSTRALIA B FRN	2,300,000.00	2,302,990.00	
		NATIONWIDE BLDG SOCIETY	2,300,000.00	2,399,475.00	
		NORDEA BANK AB FRN	3,000,000.00	3,018,390.00	
		POHJOLA BANK PLC FRN	2,500,000.00	2,509,025.00	
		RABOBANK NEDERLAND FRN	1,000,000.00	1,001,730.00	
		RABOBANK NEDERLAND FRN	1,250,000.00	1,246,587.50	
		ROYAL BK OF SCOTLAND FRN	1,500,000.00	1,501,380.00	
		ROYAL BK SCOTLAND FRN	1,500,000.00	1,506,165.00	
		SOCIETE GENERALE FRN	1,500,000.00	1,503,870.00	
		SVENSKA HNDLSBKN FRN	2,500,000.00	2,507,500.00	
		UBS AG LONDON FRN	1,000,000.00	1,001,010.00	
		WACHOVIA CORP FRN	2,000,000.00	1,988,920.00	
		WESTPAC BANKING FRN	3,000,000.00	3,012,570.00	
		YORKSHIRE BUILDING	1,000,000.00	1,008,030.00	
	計 (邦貨換算額)		60,650,000.00	60,978,497.00	
				(6,150,291,207)	
				67,944,887.71	
ユーロ計 (邦貨換算額)				(6,852,921,374)	
				6,852,921,374	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				(6,852,921,374)	
				6,852,921,374	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	特殊債券 9銘柄	10.3%	100.0%
	社債券 38銘柄	89.7%	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

L M・ユーロ毎月分配型ファンド

平成24年6月末現在

資産総額	4,094,023,998円
負債総額	17,748,261円
純資産総額(-)	4,076,275,737円
発行済口数	6,225,480,954口
1口当たり純資産額(/)	0.6548円
(1万口当たり純資産額)	(6,548円)

< 参考情報 >

L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

平成24年6月末現在

資産総額	6,840,638,565円
負債総額	19,249,638円
純資産総額(-)	6,821,388,927円
発行済口数	6,485,053,454口
1口当たり純資産額(/)	1.0519円
(1万口当たり純資産額)	(10,519円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成24年 6 月末現在）

資本金の額 1,000百万円
委託会社が発行する株式総数 100,000株
発行済株式総数 78,270株
主な資本金の額の増減
平成20年 3 月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2)委託会社の機構

経営の意思決定機構

3 名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から 1 名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

運用の意思決定機構

委託会社において運用指図が行われる場合、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

- (1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。
- (2)平成24年 6 月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	37	1,337,033
合 計	37	1,337,033

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第13期事業年度 (平成23年3月31日)	第14期事業年度 (平成24年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	1,609,449	1,912,467
関係会社貸付金	-	2 400,000
前払費用	52,444	46,764
未収入金	210	-
未収委託者報酬	547,155	594,342
未収運用受託報酬	1,001,472	1,272,104
その他未収収益	7,640	19,830
未収利息	658	235
立替金	-	67
繰延税金資産	-	214,942
流動資産計	3,219,031	4,460,756
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	279,186	258,118
器具備品	78,951	53,573
建設仮勘定	-	1,592
有形固定資産計	358,138	313,284
無形固定資産		
ソフトウェア	7,266	14,924
無形固定資産計	7,266	14,924
投資その他の資産		
投資有価証券	159,650	160,710
長期差入保証金	83,312	77,476
保険積立金	237,200	291,522
前払年金費用	58,344	39,960
投資その他の資産計	538,507	569,670
固定資産計	903,912	897,879
資産合計	4,122,943	5,358,635

（単位：千円）

	第13期事業年度 (平成23年3月31日)	第14期事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,515	23,055
未払金	739,980	856,579
未払手数料	240,003	260,408
未払消費税等	120,251	123,864
その他未払金	379,725	472,305
未払費用	2 711,819	2 1,012,629
未払法人税等	10,846	629,961
前受金	19,762	17,136
流動負債計	1,495,924	2,539,361
固定負債		
退職給付引当金	150,364	150,425
役員退職慰労引当金	338,201	405,749
固定負債計	488,566	556,174
負債合計	1,984,490	3,095,536
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金	-	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	912,047	1,013,099
利益剰余金計	912,047	1,036,693
株主資本合計	2,138,453	2,263,099
純資産合計	2,138,453	2,263,099
負債・純資産合計	4,122,943	5,358,635

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第13期事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		第14期事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		7,955,672		10,249,870
運用受託報酬		1,833,761		2,143,793
その他営業収益		58,935		173,155
営業収益計		9,848,370		12,566,819
営業費用				
支払手数料		3,734,675		4,715,756
広告宣伝費		27,206		31,594
公告費		793		665
調査費		3,448,013		4,417,472
調査費		66,748		88,217
委託調査費		3,380,514		4,328,431
図書費		749		824
委託計算費		136,113		148,330
営業雑経費		116,384		112,924
通信費		35,028		36,167
印刷費		74,032		66,316
協会費		7,004		10,099
諸会費		318		341
営業費用計		7,463,186		9,426,743
一般管理費				
給料		1,168,053		1,325,444
役員報酬	1	110,626	1	108,887
給料・手当		726,218		810,010
賞与		331,207		406,547
交際費		7,234		8,983
寄付金		327		-
旅費交通費		20,869		29,376
租税公課		16,227		19,914
不動産賃借料		187,617		186,593
退職給付費用		102,040		91,953
役員退職慰労引当金繰入額		63,593		67,548
固定資産減価償却費		54,123		55,354
諸経費	3	246,140	3	228,850
一般管理費計		1,866,226		2,014,018
営業利益		518,957		1,126,057

（単位：千円）

	第13期事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第14期事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
営業外収益		
受取利息	2,541	6,692
受取配当金	762	834
為替差益	8,604	-
その他	5	-
営業外収益計	11,914	7,527
営業外費用		
為替差損	-	3,081
投資有価証券売却損	34	-
営業外費用計	34	3,081
経常利益	530,837	1,130,502
特別利益		
過年度不動産賃借料修正額	5,972	-
業績報奨金受入額	18,175	-
特別利益計	24,147	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	32,000	-
特別損失計	32,000	-
税引前当期純利益	522,984	1,130,502
法人税、住民税及び事業税	2	620,800
法人税等調整額	-	214,942
法人税等合計	3,800	405,857
当期純利益	519,184	724,645

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第13期事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第14期事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	226,405	226,405
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
剰余金の配当	-	23,594
当期変動額合計	-	23,594
当期末残高	-	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	392,862	912,047
当期変動額		
剰余金の配当	-	623,594
当期純利益	519,184	724,645
当期変動額合計	519,184	101,051
当期末残高	912,047	1,013,099
利益剰余金合計		
当期首残高	392,862	912,047
当期変動額		
剰余金の配当	-	600,000
当期純利益	519,184	724,645
当期変動額合計	519,184	124,645
当期末残高	912,047	1,036,693
株主資本合計		
当期首残高	1,619,268	2,138,453
当期変動額		
剰余金の配当	-	600,000
当期純利益	519,184	724,645
当期変動額合計	519,184	124,645
当期末残高	2,138,453	2,263,099
純資産合計		
当期首残高	1,619,268	2,138,453

当期変動額

剰余金の配当

-

600,000

当期純利益

519,184

724,645

当期変動額合計

519,184

124,645

当期末残高

2,138,453

2,263,099

重要な会計方針

項 目	第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

会計上の見積りの変更

本社オフィス賃貸借契約に係る資産除去債務は、従来、使用見込期間を60ヶ月として償却を行っていましたが、当事業年度において、オフィス賃貸借契約の延長に伴い、使用見込期間を95ヶ月に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方と比べて当事業年度の一般管理費が9,411千円減少し、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益が同額増加しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期事業年度 (平成23年3月31日)	第14期事業年度 (平成24年3月31日)
1 固定資産の減価償却累計額 建物 76,332千円 器具備品 109,937千円 2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 1,328千円	1 固定資産の減価償却累計額 建物 97,400千円 器具備品 139,289千円 2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 2,813千円

（損益計算書関係）

第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内 2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。 3 関係会社との取引 諸経費 14,929千円	1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内 2 - 3 関係会社との取引 諸経費 29,893千円 受取利息 647千円

（株主資本等変動計算書関係）

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年12月16日 取締役会	普通株式	600,000	7,665.7	平成23年 9月30日	平成23年 12月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

(リース取引関係)

第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 141,656千円 1年超 460,382千円 合計 602,038千円	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 178,581千円 1年超 443,119千円 合計 621,701千円

(金融商品関係)

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先

の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注）2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	1,609,449	1,609,449	-
（2）未収委託者報酬	547,155	547,155	-
（3）未収運用受託報酬	1,001,472	1,001,472	-
（4）投資有価証券	150,364	150,364	-
資産計	3,308,442	3,308,442	-
（1）その他未払金	379,725	379,725	-
（2）未払手数料	240,003	240,003	-
（3）未払費用	711,819	711,819	-
負債計	1,331,548	1,331,548	-

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）その他未払金、（2）未払手数料、（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,609,449	-
未収委託者報酬	547,155	-
未収運用受託報酬	1,001,472	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	130,235	20,129
合計	3,288,313	20,129

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,912,467	1,912,467	-

(2) 関係会社貸付金	400,000	400,000	-
(3) 未収委託者報酬	594,342	594,342	-
(4) 未収運用受託報酬	1,272,104	1,272,104	-
(5) 投資有価証券	151,425	151,425	-
資産計	4,330,340	4,330,340	-
(1) その他未払金	472,305	472,305	-
(2) 未払手数料	260,408	260,408	-
(3) 未払費用	1,012,629	1,012,629	-
負債計	1,745,344	1,745,344	-

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 関係会社貸付金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,912,467	-
関係会社貸付金	400,000	-
未収委託者報酬	594,342	-
未収運用受託報酬	1,272,104	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	-	150,425
合計	4,178,915	150,425

（有価証券関係）

第13期事業年度 (平成23年3月31日)	第14期事業年度 (平成24年3月31日)
1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 150,364千円 取得原価 150,364千円 差額 - (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 150,425千円 取得原価 150,425千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 1,000千円 取得原価 1,000千円 差額 - (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。

（退職給付関係）

第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と確定給付年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 522,205千円 年金資産 430,184千円 未積立退職給付債務 92,020千円 前払年金費用 58,344千円 退職給付引当金 150,364千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 102,040千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 607,350千円 年金資産 496,885千円 未積立退職給付債務 110,464千円 前払年金費用 39,960千円 退職給付引当金 150,425千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 91,953千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同 左

（ストック・オプション等関係）

第13期事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第14期事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 14,929千円	1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 29,893千円
2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2. スtock・オプション等の内容 同 左

（税効果会計関係）

第13期事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第14期事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金 4,486	未払金 154,528
未払金 154,548	役員退職慰労引当金 154,225
役員退職慰労引当金 137,647	退職給付引当金 57,176
退職給付引当金 61,198	未払費用 95,446
未払費用 47,695	有価証券評価損 34,480
有価証券評価損 36,920	前払年金費用認容 15,188
前払年金費用認容 23,742	長期差入保証金 18,828
長期差入保証金 17,908	繰延税金資産小計 499,497
繰延税金資産小計 436,663	評価性引当額 284,554
評価性引当額 436,663	繰延税金資産合計 214,942
繰延税金資産合計 -	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
（調整）	（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目 4.3	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.8
住民税均等割 0.7	住民税均等割 0.3
評価性引当金 45.0	その他 3.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.7	評価性引当金 12.2
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 1.3
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.9

-	3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。 この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,155千円減少し、法人税等調整額が15,155千円増加しております。
---	---

（資産除去債務関係）

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を5年間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（3）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	32,000千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（は減少）	12,000千円
期末残高	44,000千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

2. 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益については、12,000千円、及び税引前当期純利益については、44,000千円、それぞれ減少しております。

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（3）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	44,000千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（は減少）	5,535千円
期末残高	49,535千円

（4）当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

会計上の見積もりの変更にて、当該変更の内容及び影響額を記載しております。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。

また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,955,672	1,833,761	58,935	9,848,370

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	3,507,776
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,818,182
LM・グローバル・プラス（毎月分配型）	1,729,038

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,249,870	2,143,793	173,155	12,566,819

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	5,307,295
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,322,660
LM・グローバル・プラス（毎月分配型）	1,262,838

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 15	持株 会社	被所有 直接 100%	役員の兼任	諸経費 の支払 （注1）	千円 14,929	未払 費用	千円 1,328

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 （注2）	千円 5,096	その他 未収 収益	千円 1,518
							委託調査費 の支払 （注1）	387,482	未払 費用	29,384
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	米ドル 500	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 （注2）	千円 28,126	その他 未収 収益	千円 4,184
							委託調査費 の支払 （注1）	33,669	未払 費用	3,482

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアビクトリア州メルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払 （注１）	千円 906,341	未払費用	千円 152,738
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払 （注１）	千円 55,940	未払費用	千円 5,171
						オフィスの賃借	事務所の敷金の返還	20,092	長期差入保証金	125,397
							不動産賃借料等の支払	174,331	前払費用	14,347
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジルサンパウロ州サンパウロ	百万ブラジルレアル 69	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払 （注１）	千円 894,471	未払費用	千円 102,736
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	役員の兼任 サービス契約	固定資産の購入	千円 3,828	-	千円 -
						投資顧問契約	諸経費の支払	16,911	未払費用	1,658
							委託調査費の支払 （注１）	1,052		
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払 （注１）	千円 113,082	未払費用	千円 9,807
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 20	金融業	-	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取 （注２）	千円 25,713	その他未収収益	千円 1,937
						投資顧問契約	委託調査費の支払 （注１）	4,795	未収入金	210
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払 （注１）	千円 2,519	未払費用	千円 184
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国マサチューセッツ州ボストン	米ドル 1	金融業	-	投資顧問契約	諸経費の支払	千円 5,481	未払費用	千円 38,316
							委託調査費の支払 （注１）	438,136		
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・カンパニー・エルエルシー	米国メリーランド州ボルティモア	米ドル 1	サービス業	-	-	業績報奨金の受入	千円 18,175	-	千円 -
							調査費・諸経費の支払	54,408	未払費用	862
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国メリーランド州ボルティモア	-	サービス業	-	サービス契約	諸経費の支払	千円 15,282	-	千円 -

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 418,885	未払 費用	千円 234,787
-------------	---------------------------------------	----------------------------	---	-----	---	------------	----------------------	---------------	----------	---------------

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 13	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・ オプション 費用の負担	貸付金の 貸付	千円 400,000	関係会社 貸付金	千円 400,000
							利息の受取 (注1)	647	-	-
							諸経費 の支払	29,893	未払 費用	2,813

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 42,194	その他 未収 収益	千円 5,229
							委託調査費 の支払 (注1)	298,467	未払 費用	22,766
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	百万米ドル 42	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 106,571	その他 未収 収益	千円 12,619
							委託調査費 の支払 (注1)	123,492	未払 費用	9,183
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 18	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,215,392	未払 費用	千円 168,468

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借	委託調査費の支払（注１）	千円 50,134	未払費用	千円 3,003
							-	-	長期差入保証金	125,397
							不動産賃借料等の支払	171,682	前払費用	14,347
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジルサンパウロ州サンパウロ	百万ブラジルレアル 69	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,369,414	未払費用	千円 119,655
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	役員の兼任 サービス契約	諸経費の支払	千円 3,649	未払費用	千円 11
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 100,792	未払費用	千円 9,240
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 33	金融業	-	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 20,465	その他未収収益	千円 1,766
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,655	未払費用	千円 132
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国マサチューセッツ州ボストン	米ドル 1	金融業	-	投資顧問契約	諸経費の支払	千円 5,773	未払費用	千円 36,132
							委託調査費の支払（注１）	397,710		
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国メリーランド州ボルティモア	米ドル 1	サービス業	-	役員の兼任 サービス契約	調査費・諸経費の支払	千円 57,986	未払費用	千円 3,633
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ペンシルバニア州フィラデルフィア	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 769,721	未払費用	千円 560,000
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリアビクトリア州メルボルン	百万豪ドル 43	金融業	-	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,644	未払費用	千円 680
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルグ	百万米ドル 1	金融業	-	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 3,923	その他未収収益	千円 215

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第13期事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第14期事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額 27,321円49銭 1株当たり当期純利益金額 6,633円26銭	1株当たり純資産額 28,914円00銭 1株当たり当期純利益金額 9,258円28銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 519,184千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 519,184千円 期中平均株式数 78千株	(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 724,645千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 724,645千円 期中平均株式数 78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第13期事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第14期事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「及び」において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「及び」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額

平成24年３月末現在 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額

平成24年３月末現在 10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

名称

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

資本金の額

平成24年３月末現在 11百万米ドル（872百万円）（米ドルの円貨換算は、平成24年６月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝79.31円）によります。）

事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成24年３月末現在	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2) 投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

(3) 販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成23年12月26日 臨時報告書
平成24年 2 月16日 有価証券報告書
平成24年 2 月16日 有価証券届出書の訂正届出書
平成24年 3 月26日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年7月18日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ毎月分配型ファンドの平成23年11月19日から平成24年5月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ毎月分配型ファンドの平成24年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

